四日市市告示第79号

四日市市家族介護支援事業要綱の一部を次のように改正する。

平成31年2年26日

四日市市長 森 智 広

四日市市家族介護支援事業要綱の一部を改正する要綱

四日市市家族介護支援事業要綱 (平成12年四日市市告示第116号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前

(事業内容)

- 第2条 家族介護事業として、当分の間、 次の各号に掲げる事業を実施するもの とする。
 - (1) 四日市市<u>認知症</u>高齢者家族支援サ ービス事業
 - (2) (略)

(申請等)

第4条 四日市市<u>認知症</u>高齢者家族支援 サービス事業の補助金及び四日市市家 族介護慰労事業の慰労金の交付申請、決 定等の手続については、四日市市<u>認知症</u> 高齢者家族支援サービス事業補助金交 付要領(平成13年3月30日制定)及 び四日市市家族介護慰労金交付要領(平 成13年3月30日制定)によるものと する。 (事業内容)

- 第2条 家族介護事業として、当分の間、 次の各号に掲げる事業を実施するもの とする。
 - (1) 四日市市<u>徘徊</u>高齢者家族支援サービス事業
 - (2) (略)

(申請等)

第4条 四日市市<u>徘徊</u>高齢者家族支援サービス事業の補助金及び四日市市家族介護慰労事業の慰労金の交付申請、決定等の手続については、四日市市<u>徘徊</u>高齢者家族支援サービス事業補助金交付要領(平成13年3月30日制定)及び四日市市家族介護慰労金交付要領(平成13年3月30日制定)によるものとする。

改正後

別表(第3条関係)

事業名	対象者	内容
四日市	認知症により外出中に道	認知症高齢者が外出中に道に迷った場合に、その居
市認知	に迷うおそれのある高齢	場所を早期に発見できる位置探索サービスを利用す
症高齢	者等で、本人が市民税非	<u>るための機器の</u> 購入、契約等に要した経費を補助す
者家族	課税である者を介護する	る。
支援サ	者	
ービス		
事業		
(略)	(略)	(略)

改正前

別表(第3条関係)

A COLOR STORAGE		
事業名	対象者	内容
四日市	認知症で徘徊する(おそ	認知症高齢者が <u>徘徊した場合に、早期に発見できるシ</u>
市徘徊	れのある) 高齢者等で、	ステムを活用してその居場所を家族等に伝え、事故の防
高齢者	本人が市民税非課税であ	止を図り家族が安心して介護できる環境を整備するた
家族支	る者を介護する者	<u>め徘徊位置を早期に発見できる仕組み(システム)を利</u>
援サー		<u>用するための機器</u> 購入、契約等に要した経費を補助す
ビス事		る。
業		
(略)	(略)	(略)
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。